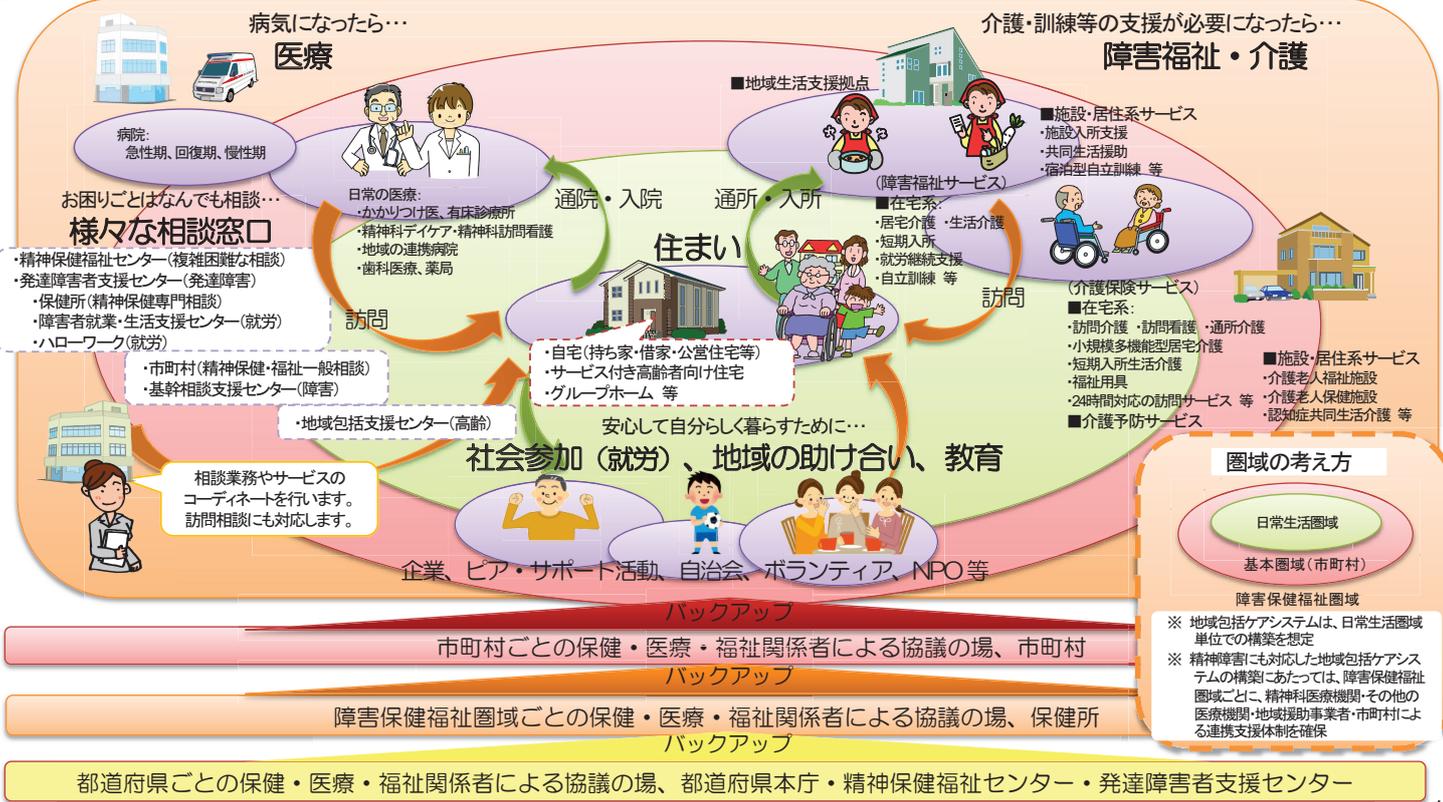


精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築にむけて

社会福祉法人 じりつ
岩上 洋一

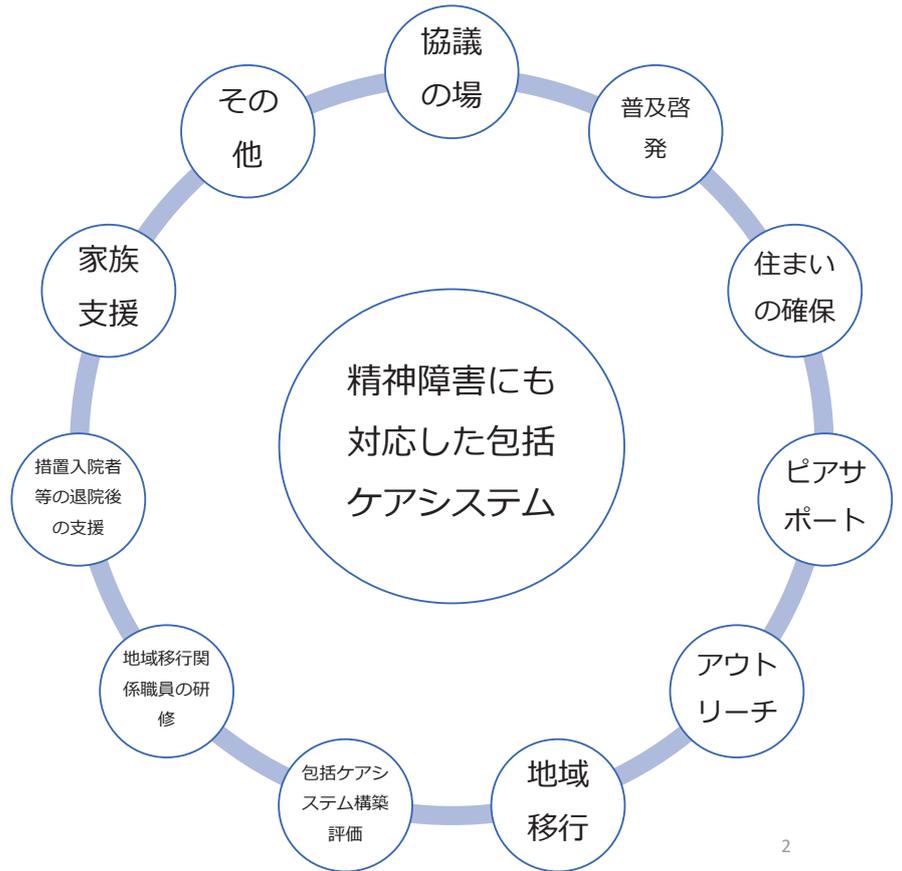
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ） 厚生労働省資料

○精神障害者が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
 ○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

構成要素



2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【事業内容】(1は必須)

1. 保健・医療・福祉関係者による**協議の場**の設置
2. 普及啓発に係る事業(※令和元年度新規)
3. 精神障害者の**住まいの確保**支援に係る事業
4. **ピアサポート**の活用に係る事業
5. **アウトリーチ**支援に係る事業
6. 入院中の精神障害者の**地域移行**に係る事業
7. 包括ケアシステムの構築状況の**評価**に係る事業
8. 精神障害者の**地域移行関係職員**に対する研修に係る事業
9. 措置入院者及び緊急措置入院者の**退院後の医療**等の継続支援に係る事業
10. 精神障害者の**家族支援**に係る事業
11. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

確認事項(例)

1. **協議の場**をつくための**地域アセスメント**と**合意形成**はできているのか。協議会が**階層的**につくられているか。また、**現場のケア会議**と直結しているか。
2. 地域住民の理解促進を図るための効果的な**普及啓発**活動を行っているか。
3. **住まいの確保**について**居住支援協議会**と連携しているか。
4. **ピアサポート**の**概念を整理**したうえでの、**養成研修**、**雇用支援体制**があるか。
5. **医療・保健・福祉**の**アウトリーチ支援**を整理したうえで、当該地域で必要な**アウトリーチ支援**とは何か。
6. **地域相談支援**を進めるうえで、医療機関・保健所・基幹相談支援センター・市町村の**連携体制**はできているか。
7. **PDCAサイクル**に基づく推進体制・**評価体制**があるか。
8. **関係職員**に対する研修が、**現場の連携**の強化、**現場のケア会議**に直結する内容となっているのか。
9. **医療・保健・福祉**の**連携**による**退院支援体制**となっているか。
10. **家族ニーズ**(**医療・保健・福祉**)に即した**家族支援**を行っているか。

地域相談支援を取り巻く背景

平成24年の障害者自立支援法の改正に伴い、相談支援の充実に併せて地域相談支援として個別給付化され、地域移行支援・地域定着支援がサービスメニューとして追加されました。

精神障害者の支援領域は、従来、社会的な(家族、金銭、住居、仕事、支援者等)支援がない人への退院支援を医療機関中心にお願いしてきた歴史があり、精神科病院に強く負担をかけてきたことが背景にありました。

つまり、地域の受け皿や体制整備をすること、地域生活支援をする役割は市町村及び相談支援事業所にあることから、上記の改正となりました。

その後、障害者総合支援法が施行され、これらの施策が推進されていきます。平成30年度には地域移行における対象者を明確にするための通知改正(「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号 障害保健福祉部 長通知)」が行われ、入院期間に関わらず障害福祉サービスにおける地域移行支援の対象者となることが示されています。

つまり、医療・保健・福祉の連携支援が必要となる人は、ご本人の申請のもと対象者となるわけです。これは、入院中で障害福祉サービスの申請がこれから必要な方のみならず、入院する前の段階から障害福祉サービス等による支援を受けている方など、どのような方にも共通する考え方になります。

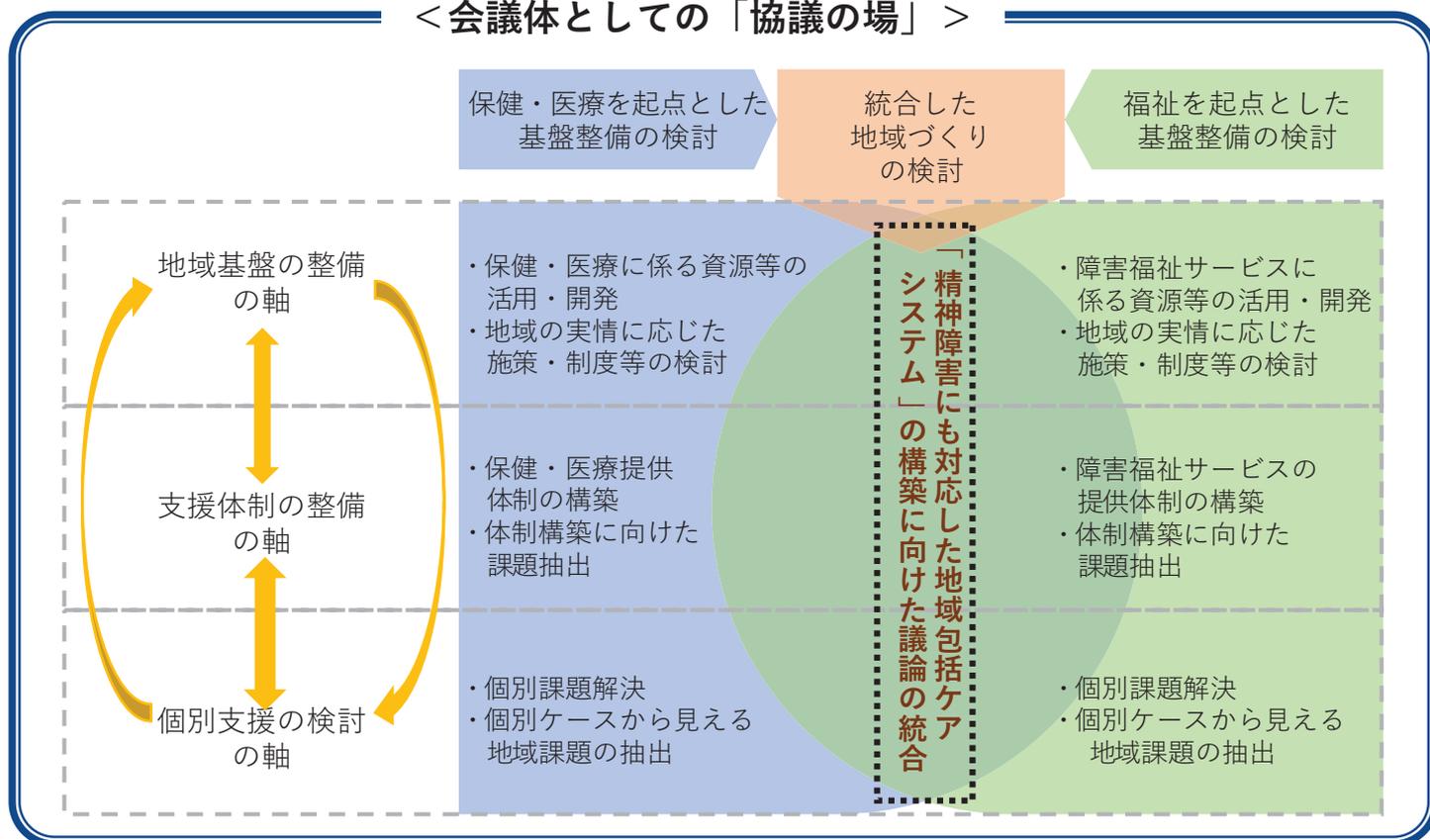
このような連携支援を推進するなかで、併せて広く地域全体の基盤整備を推進する必要があります。つまり、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるためには、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築する必要があるといった議論へとつながっていきます。

すなわち、これまでに繰り返されてきた「地域移行支援」をベースとした施策の形が見直され、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をベースとした施策展開へと変わり、地域移行支援を地域連携支援の強化と地域体制基盤の整備という認識に改めて、取り組まれることが重要です。

<参考:「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号 障害保健福祉部長通知)」の一部の削除について>

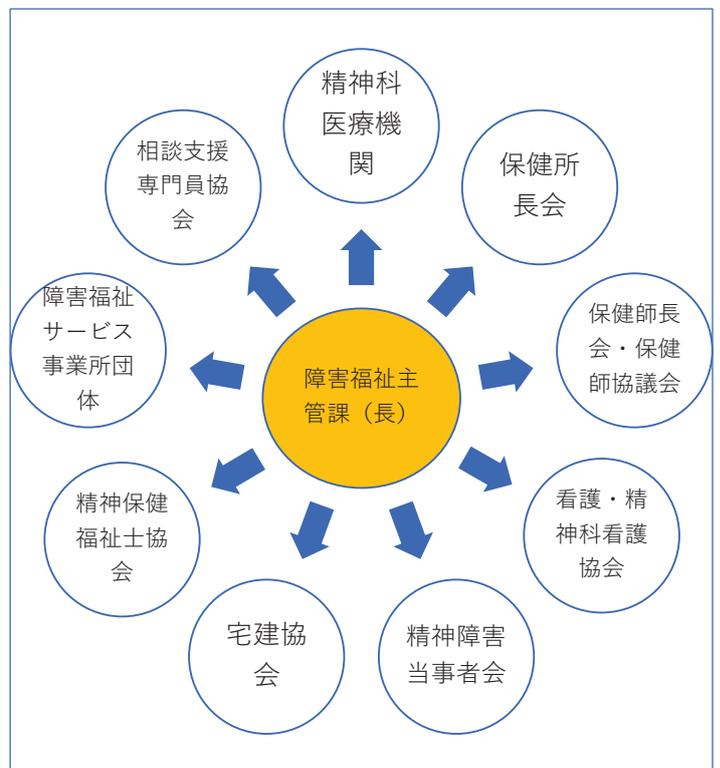
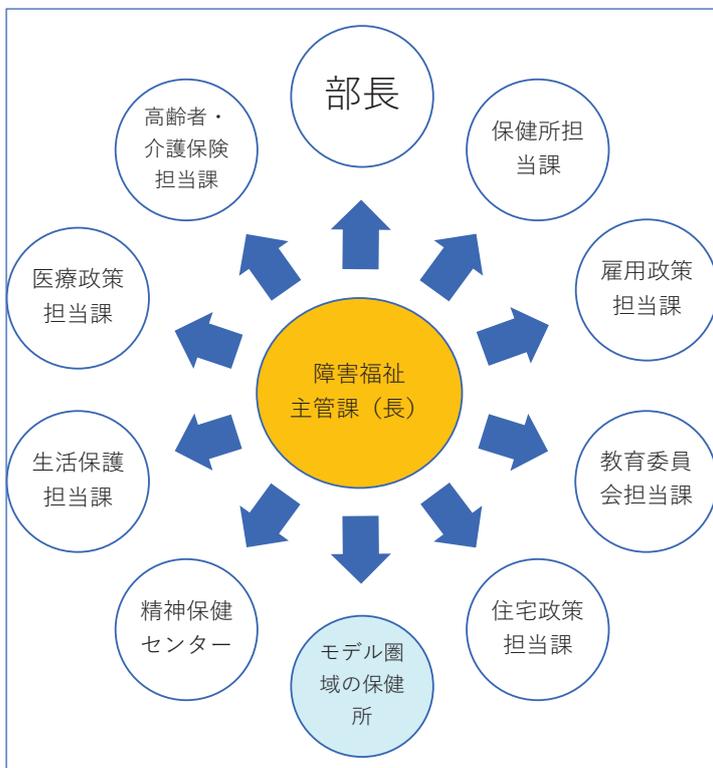
新(現行)	旧
<p>第五-2- (1) 申請者が地域相談支援基準第1条第2号から第4号までに規定する施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であることを確認する。 <u>(削除)</u></p>	<p>第五-2- (1) 申請者が地域相談支援基準第1条第2号から第4号までに規定する施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であることを確認する。 <u>なお、申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる</u> <u>直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象となるので留意すること。</u></p>

<会議体としての「協議の場」>



出典：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」2019年3月 株式会社日本能率協会総合研究所

- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築するために最も重要なポイントは、「保健医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点の統合です。それぞれの視点を統合し、その地域全域を見渡した、包括的・継続的な体制構築に向けた議論が行われることが求められます。
- 協議の場では「保健医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を持ったうえで、「個別支援の検討」、「支援体制の整備」、「地域基盤の整備」の3つの軸に沿って、さまざまな機能を発揮することが求められます。
- たとえば、個別ケースの課題解決やそこから見えるニーズを、保健・医療及び福祉の両階層で把握します。このなかで、個別ケースを支援するうえで必要な支援体制の醸成（ネットワーク構築）も期待できます。
- それぞれの視点のみで「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」が構築されるわけではありませんので、両視点を基に把握できた課題や、各事業の成果等を共有・協議し、保健・医療・福祉の協働による「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に資する体制整備へとつなげていく必要があります。



主管課は、①庁内及び関係団体との合意形成を図る。②良質な実践の視察を行う。③特に精神科医療機関関係者、精神障害当事者と意見交換を行う等により、推進体制を整備する。

主管課は、都道府県によって、障害福祉を主管する課，精神保健医療を主管する課，あるいは精神保健医療と福祉を併せて主管する課などさまざま。いずれにしても横断的なシステムをつくるための合意形成が重要。

8

1 都道府県（主管課・精神保健福祉センター）

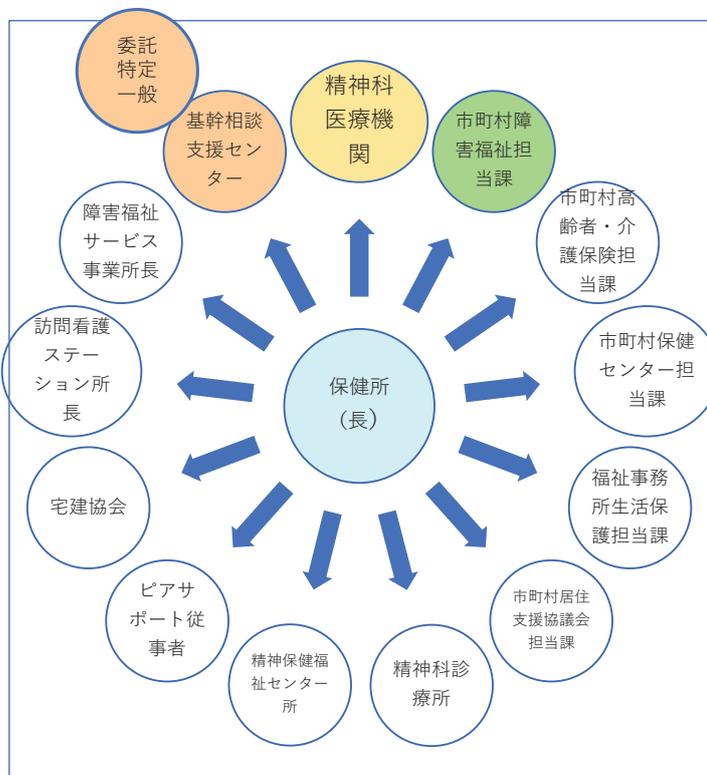
- ① 都道府県主管課は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を強力に推進するリーダーシップを持ち、庁内及び関係団体との合意形成を図る。
- ② 良質な実践の視察を行うとともに、精神科医療機関関係者、精神障害当事者と意見交換を行う等により、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築の重要性及び方向性について理解を深める。
- ③ 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置して重層的、相補的な連携支援の体制を構築するとともに、障害保健福祉圏域、市町村の協議の場づくりを推進する。
- ④ 協議の場は、庁内の既存の会議体等と連動させて運営する。
- ⑤ 必要なサービス量、同一の理念、連動性の担保の上で医療計画、障害福祉計画、介護保険事業支援計画を作成する。PDCAサイクルによる進捗管理のもと、包括ケア体制の整備推進を図る。
- ⑥ 協議の場を活用して、地域の課題の共有、目標設定、個別の支援を通じた連携構築、成果の評価を行う。
- ⑦ 新「精神保健福祉資料」、地域精神保健福祉資源分析データベース『ReMHRAD』を活用して、データの共有、実態の把握を行っている。

9

1 都道府県（主管課・精神保健福祉センター）

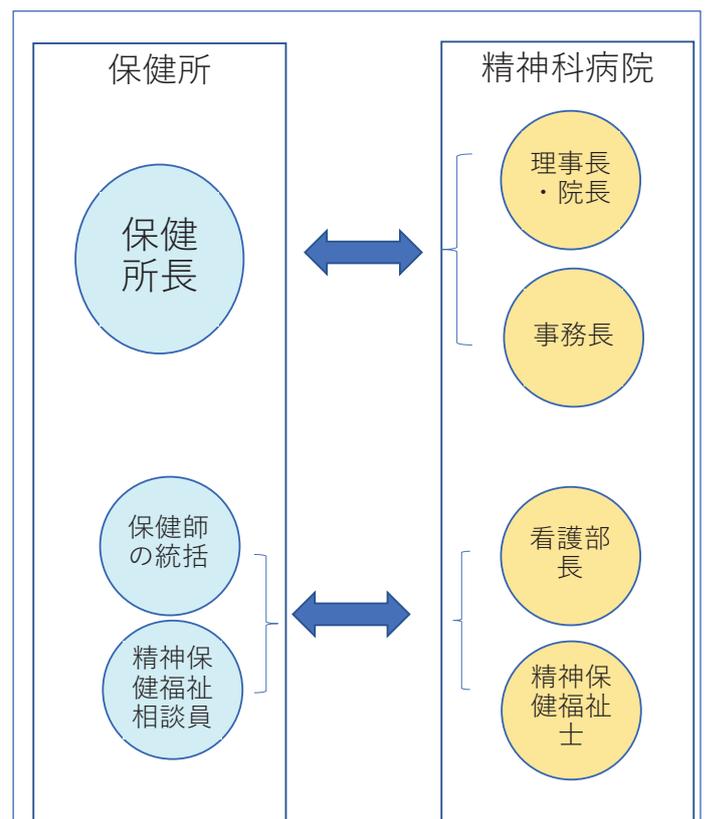
- ⑧ 協議の場では「保健医療から地域を考える視点」と「障害福祉から地域を考える視点」の両視点を持ち、「個別支援の検討」、「支援体制の整備」、「地域基盤の整備」の3つの軸に沿って、検討を行う。
- ⑨ 協議の場を活用して、保健医療を起点とした基盤整備と福祉サービスを起点とした基盤整備を行う。
- ⑩ 協議の場の事務局機能としてワーキングチームを組織する。主管課・関係各課の担当者、保健・医療・福祉の関係者（支援事業実施自治体は、密着アドバイザー、モデル圏域関係機関担当者等）が参加。目標設定、課題分析等を行い、協議会での検討事項を整理する。
- ⑪ 保健、医療、福祉の連携支援のための中核となる人材養成のため、指導者養成研修を実施する。併せて、障害保健福祉圏域、市町村で行う人材育成を支援する。
- ⑫ モデル圏域を設定する等して、検証のうえ好事例を横展開する。
- ⑬ 精神保健福祉センターは、シンクタンク及び体制整備の推進役として、都道府県主管課に対して、専門的立場から医療計画等地域精神保健福祉施策の計画的推進に関する提案、意見具申等の企画立案を行う。保健所、市町村及び関係諸機関に対しては、技術援助、人材育成及び地域精神保健福祉活動が効果的に展開できるための調査研究及び資料の提供を行う。

10



保健所は、圏域内の関係団体との合意形成を図り、推進体制を整備する。

保健所は、地域のアセスメントを行い、良質かつ適切な精神医療体制構築に向けて、積極的に医療機関と協議する。



11

2 保健所

- ① 保健所は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を強力に推進するためのリーダーシップを持って、圏域内の合意形成を図る。
- ② 良質かつ適切な精神医療体制構築に向けて、地域のアセスメントを行うとともに、精神科医療機関と積極的に意見交換を行い、体制整備に向けて協議する。
- ③ 保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置して重層的な連携支援体制を整備する（市町村及び都道府県等の「協議の場」と連携する）。
- ④ 福祉のサービスの基盤整備の推進役である市町村、基幹相談支援センターとの協力体制を強化する。
- ⑤ 自治体の医療計画、障害福祉計画、介護保険事業（支援）計画における、圏域の目標についてPDCAサイクルによる進捗管理を行い、包括ケア体制の整備推進を図る。
- ⑥ 協議の場を活用して、地域の課題の共有、目標設定、個別の支援を通じた連携構築、成果の評価を行う。
- ⑦ 新「精神保健福祉資料」、地域精神保健福祉資源分析データベース『ReMHRAD』を活用して、データの共有、実態の把握を行っている。

12

2 保健所

- ⑧ 「個別支援の検討」、「支援体制の整備」、「地域基盤の整備」の3つの軸に沿って検討を行い、特に、保健医療を起点とした基盤整備の推進役となる。
- ⑨ 協議の場の事務局機能としてワーキングチームを組織する。保健所の担当者、都道府県等主管課担当者、保健・医療・福祉の関係者（支援事業実施自治体は、密着アドバイザー等）が参加。目標設定、課題分析等を行い、協議会での検討事項を整理する。
- ⑩ 保健、医療、福祉の連携支援を強化するため、関係職員を対象として、実効性のある研修を行う。
- ⑪ 医療機関、市町村、基幹相談支援センターとケア会議等を行い、個別事例に対応した支援方針を検討する。
- ⑫ 基幹相談支援センターと協力して、ピアサポーター／ピアスタッフを養成して、その支援体制を整備する。
- ⑬ 市町村・基幹相談支援センターと協力して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する住まいの確保、家族支援等を行う。
- ⑭ 心の健康づくりに関する知識や精神障害に対する正しい知識、家族や障害者本人に対する疾病等について正しい知識や社会資源の活用等についての普及啓発を行う。

13

3-1 医療機関

- ① 良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供に向けた体制整備にむけて、自治体、保健所と積極的に意見交換を行う。
- ② 医療機関職員を対象として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」に関する研修を行い、理解の促進を図る。
- ③ 保健、医療、福祉の重層的、相補的な連携支援の体制の推進役を担う。
- ④ 協議の場に参画して、人材育成、質の向上、包括ケア体制の整備推進にむけて積極的に協力する。

14

3-2 医療機関と連携して体制を整備するための検討事項

(1) 精神障害者（疑いを含む）が適時適切に必要な医療にアクセスするための体制整備

- ① 医療・保健的アウトリーチの充実と効果的な支援のあり方（医療と保健の連携など）の検討
- ② 精神科救急医療体制整備
- ③ 地域の身体科医療機関、学校、職場、行政等との連携

(2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の推進

- ① 外来機能（デイケア、訪問サービス、ケースマネジメント）の強化
- ② 精神医療と身体科医療の連携
- ③ 入院患者の早期の地域移行・地域定着に資する取り組みの実施と検証
- ④ 長期入院精神障害者の効果的な退院支援プログラムの提示
- ⑤ 治療抵抗性統合失調症治療薬の一層の普及
- ⑥ 必要な医療の継続支援に資する取り組みの実施と検証

15

4 市町村

- ① 障害福祉主管課のリーダーシップのもと庁内各課及び関係団体との合意形成を図る。
- ② 特に高齢・介護分野との連携を図る。
- ③ 様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築するための協議の場を設定する（都道府県等及び障害保健福祉圏域の「協議の場」と連携する）。
- ④ 必要なサービス量を見込みながら障害福祉計画、介護保険事業計画その他の精神障害者に関連する分野の計画等について、整合性を図り作成する。PDCA サイクルにより障害福祉サービスや介護サービスを計画的に整備して、包括ケア体制を整備する。
- ⑤ 協議の場を活用して、地域の課題の共有、目標設定、個別の支援を通じた連携構築、成果の評価を行う。
- ⑥ 新「精神保健福祉資料」、地域精神保健福祉資源分析データベース『ReMHRAD』を活用して、データの共有、実態の把握を行っている。
- ⑦ 「個別支援の検討」、「支援体制の整備」、「地域基盤の整備」の3つの軸に沿って検討し、特に、福祉を起点とした基盤整備の推進役となる。

16

4 市町村

- ⑧ 協議の場の事務局機能としてワーキングチームを組織する。市町村担当者、基幹相談支援センターが中心となり、保健所の担当者、保健・医療・福祉の関係者（支援事業実施自治体は、密着アドバイザー等）が参加。目標設定、課題分析等を行い、協議会での検討事項を整理する。
- ⑨ 居住支援協議会と連携して、具体的な居住の確保を行う。
- ⑩ 他の地域保健施策の中における精神保健福祉的配慮を含め、関係部局との連携により、きめ細かに普及啓発を行う。
- ⑪ 健康を掌る視点から住民の精神保健（メンタルヘルス）の課題に積極的に関与して、その向上に努める。
- ⑫ 障害者総合支援法におけるサービスの実施や、サービス等の利用調整、市町村障害福祉計画の策定、各種社会資源の整備、地域の相談支援体制の整備、精神障害者保健福祉手帳関係の申請方法の周知や申請の受理・交付等の事務処理などを通じた、社会復帰及び自立と社会参加への支援を行う。

17

5 基幹相談支援センター

- ① 基幹相談支援センターは、保健、医療、福祉による連携支援を重要な業務として位置づけている。
- ② 市町村の「協議の場」を活用して**計画的に地域基盤の整備を推進する**。
- ③ 市町村の相談支援体制の整備に関与し、人員確保、質の向上等、**相談支援体制の充実を図る**とともに、関係機関と連携して、相補的、重層的な支援体制を構築する。
- ④ 指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所への技術支援を行う。
- ⑤ 地域生活支援拠点について、医療、保健、福祉の連携支援体制と連動させて整備する。
- ⑥ ピアサポートの有効性を理解し、保健所と協力してピアサポーターを養成し、活用するためのする仕組みを構築する。
- ⑦ 地域包括支援センターとの連携を強化する。

18

アドバイザーの役割

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る事業の実施に取り組む障害保健福祉圏域に対し、都道府県、指定都市及び特別区（以下、「都道府県等」という。）の担当者と連携して、モデル障害保健福祉圏域の関係機関等に研修及び個別相談等の技術的支援を行うに当たり、次のとおり「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援推進組織（以下、「アドバイザー組織」という。）を設置する。

広域アドバイザー

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組み実践経験を活かし、同システムの構築に係る取組みが推進されるよう、都道府県等密着アドバイザーや都道府県等に対して相談・助言・指導を行う。

広域アドバイザーの活用について

- * 主管課長、保健所長等と推進にむけて懇談できる機会があるとよい。
- * 研修講師としてよりも、戦略を立てる機会に活用していただきたい。

都道府県等密着アドバイザー

原則、保健・医療・福祉の計3名のアドバイザーが所在の都道府県等を担当する。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に係る取組みの実践経験を活かし、担当都道府県等の担当者と協力しながら、担当する都道府県等において、同システムの構築を推進するうえで中心的な役割を担うことが期待される。また、モデル障害保健福祉圏域における課題解決に向けた具体的な相談・助言・支援を行う。

19

